公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１２８号
福島県郡山市田村町金屋字上川原174番地　陰山ビル303号
債務者　須藤　　健
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　隆亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４２７３号
大阪市中央区道頓堀１丁目東３番27号　301号
債務者　引地　　豊
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４９号
大阪市住吉区遠里小野３丁目６番26号
債務者　加藤整骨院こと　加藤　順一
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　　笑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０４０号
堺市中区八田北町10番地31　22棟105号、前住所堺市堺区陵西通１番18号
債務者　辻岡　和博
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１６５号
大阪市生野区桃谷５丁目５番13号
債務者　松岡定子こと　李　　大善
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　尚弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１８０号
大阪府寝屋川市成田東が丘17番25号
債務者　森田　矩夫
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３６号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目606番地　グランドシティＷ―924
債務者　孫田　　實
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1002番地８　らんざんハイツ305
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７９８号
愛知県日進市岩崎台１丁目1215番地　テラスポニーヒル６
債務者　赤松　榮子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　弦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２３４号
札幌市手稲区西宮の沢１条５丁目４番10―205号
債務者　佐竹　哲子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　雄亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２号
宮城県柴田郡村田町大字沼田字中森山12番地
債務者　佐藤　幸宏
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１６６４号
福岡県糸島市篠原西２丁目10番25号　B、住民票上の住所福岡県糸島市井田451番地
債務者　関根　　治
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６６５号
福岡県糸島市篠原西２丁目10番25号　B
債務者　関根　浩美
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６１号
福岡市西区内浜１丁目16番25―411号
債務者　柴戸　英次
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増永　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２８号
福岡市西区福重２丁目６番39―203号
債務者　中村　竜法
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５４号
埼玉県川口市大字石神243番地の１
債務者　安藤　倫紹
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係